

「姉刺殺大阪高裁控訴審判決」についての会長談話

2013年（平成25年）2月26日、大阪高等裁判所（第3刑事部）は、発達障害を有する男性が実姉を刺殺した殺人被告事件において、検察官の求刑（懲役16年）を上回る懲役20年の判決を言い渡した原判決（大阪地方裁判所平成24年7月30日判決）を量刑不当として破棄し、改めて懲役14年の判決を言い渡した。

本判決は、犯行に至るいきさつや動機形成において、被告人の有するアスペルガ一障害が大きく影響しており、そのことが被告人に対する責任非難を減少させることや、控訴審において証拠提出された更生支援計画や公判廷における証人（大阪府地域生活定着支援センターの相談員）の供述などによって、地域生活定着支援センターなどの一定の支援体制が確立されており、被告人が社会復帰した場合の再犯のおそれは非常に低いということを理由に判断したことは妥当である。

最高裁判所は、控訴審の在り方として、「裁判員裁判の1審判断は、国民の視点、感覚、知識、経験、健全な社会常識などが反映されたものとなる。控訴審は、こうした結果をできる限り尊重しつつ審査に当たる必要がある。」、「量刑不当の問題も、よほど不合理であることが明らかな場合を除き、1審判断を尊重する。」などの方向性を公表しているが、本判決は、必ずしもその方向性を鵜呑みにすることができない事案があることを示したものである。

当会は、本判決が原判決の発達障害に対する無理解を見直したことを評価し、改めて、各方面において発達障害の正しい理解を深めることを求め、また、発達障害者が社会経済活動に参加することに協力することは国、地方自治体のみならず国民の責務でもあることを確認し、さらに、発達障害者が「自分は大切にされている。」と思える社会の形成に寄与していくことを決意して本談話を発表するものである。

2013年（平成25年）2月26日

大阪弁護士会

会長 藪 野 恒 明